

審査に係る標準処理期間

平成 27 年 4 月 1 日改正

課名	許認可等の名称	根拠法令名	根拠条項	標準処理期間(改正前)	標準処理期間(改正後) 平成 27 年 4 月 1 日以降
建築振興課	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	22-1	3週間(ただし、5月3,4,5日及び12月29日～1月3日を除く。)	4週間 (ただし年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(5月3～5日等)を除く。)
建築振興課	解体工事業者の登録の更新	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	22-2	3週間(ただし、5月3,4,5日及び12月29日～1月3日を除く。)	4週間 (ただし年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(5月3～5日等)を除く。)